

一般社団法人ノンフロン自然冷媒GF-08推進協議会 クライアント・セールス会員＜販売代理店＞規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人ノンフロン自然冷媒GF-08推進協議会（以下、「本法人」という。）が認定する本会員 クライアント・セールス会員＜販売代理店会員＞（以下「CS 会員」という。）の資格、権利義務および活動に関する事項を定め、もって円滑かつ公正な販売促進活動を推進することを目的とする。

第2条（会員の認定）

- 1 本法人は、所定の申請手続きを経て審査のうえ、CS 会員として適格と認めた法人または個人を販売代理店として認定する。
- 2 前項の認定を受けた CS 会員には、認定日を記載した「販売代理店会員証カード」を交付する。

第3条（登録料および会費）

- 1 CS 会員は、登録時に登録料として金40,000円（税別）を納入しなければならない。
- 2 CS 会員は、登録後、毎月5,000円（税別）の月次会費を納入しなければならない。
- 3 登録料および会費の納入方法、支払期限その他必要な事項は、本法人が別途定める手続きに従うものとする。
- 4 既に納入された登録料、会費および更新料は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

第4条（契約期間および更新）

- 1 CS 会員の資格有効期間は、認定日から起算して1年間とする。
- 2 前項の期間満了日の30日前までに、本法人または CS 会員のいずれからも書面による解約または更新拒絶の意思表示がなされない場合には、本契約は同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとする。
- 3 CS 会員は、更新に際し、本法人が別途定める更新料として金40,000円（税別）を納入しなければならない。

第5条（販売活動および紹介案件）

- 1 CS 会員は、本法人の定める方針および規程を遵守し、誠実かつ適正に販売活動を行うものとする。
- 2 本法人は、CS 会員に対し、販売代理店としての地位を付与するが、当該地位は非独占的なものであり、本法人は、同一または類似の地域もしくは顧客に対して、他の販売代理店を認定し、または自ら販売活動を行うことを妨げられないものとする。
- 3 CS 会員の販売活動地域は、日本国内に限定されるものとする。
- 4 CS 会員が案件を紹介し、手数料の支払いを受ける場合には、事前に本法人が指定する案件の資金管理業者との間で、本法人所定の「手数料契約書」を締結しなければならない。
- 5 いかなる場合においても、本法人は成約案件に関する手数料の支払い義務を直接負担しないものとする。

第6条（禁止事項）

CS 会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本法人の名誉または信用を毀損する行為
- (2) 虚偽、誇大または誤認を招く表示・説明を用いた販売行為
- (3) 本法人の書面による事前承諾なく、第三者に対して代理店としての地位または権限を貸与、委譲または譲渡する行為
- (4) 法令、公序良俗または本法人の定款および各種規程に違反する行為
- (5) 本法人の事前許可なく、研究機関名、製造メーカー名、商品名、ロゴ等を、印刷物、ウェブサイト、SNSその他一切の媒体に使用する行為

第7条（情報管理および秘密保持）

- 1 CS 会員は、販売活動等を通じて知り得た本法人および取引関係者に関する営業上または技術上、その他一切の非公開情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 2 本条の義務は、CS 会員資格の終了後も存続するものとする。

- 3 CS 会員は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理するものとする。

第8条（除名）

本法人は、CS 会員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、理事会の決議により、当該 CS 会員を除名することができる。

- (1) 本規約または本法人の定めるその他の規程に違反したとき
- (2) 本法人の信用または社会的評価を著しく害したとき
- (3) 登録料、会費または更新料を所定の期限までに納入しないとき
- (4) CS 会員が第三者の支配下またはこれに準ずる強い影響下に入ったと本法人が判断したとき
- (5) 申請内容に虚偽または重要な事実の不記載があることが判明したとき
- (6) その他、CS 会員として不適格であると本法人が合理的に判断したとき
- (7) 前項による除名に先立ち、本法人は、当該 CS 会員に対し、弁明の機会を付与するものとする。

第9条（会員資格の解除）

本法人は、CS 会員が本規約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該違反が是正されない場合には、何らの通知または催告を要せず、直ちに CS 会員資格の全部または一部を解除することができる。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 CS 会員は、現在および将来にわたり、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、ならびに反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、保証する。
- 2 CS 会員は、反社会的勢力に対して、名目のいかんを問わず、資金提供、便宜供与その他一切の関与を行わないものとする。
- 3 本法人は、CS 会員が前二項に違反したと認められた場合には、何らの催告を要せず、直ちに CS 会員資格を解除または除名することができる。
- 4 前項に基づく解除または除名により CS 会員に損害が生じた場合であっても、本法人は一切の責任を負わないものとする。

第11条（損害賠償）

CS 会員または本会員が本規約に違反し、本法人、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、当該違反行為を行った者は、その一切の損害を賠償する責任を負うものとする。

第12条（準拠法および合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（その他）

- 1 本規約の解釈および運用については、本法人が最終的な権限を有するものとする。
- 2 本規約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、本法人および CS 会員は、誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。